

## 麗澤大学聴講生規程

平成19年4月1日制定  
令和2年4月1日最近改正

### (目的)

第1条 この規程は麗澤大学学則(以下「学則」という。)第41条第2項及び麗澤大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)第40条第2項の規定に基づき、本学の聴講生に関する事項について定めることを目的とする。

### (聴講許可の時期)

第2条 聴講許可の時期は、学期の始めとする。

### (出願手続)

第3条 聴講志願者は、指定の期日までに本学所定の聴講生志願票を提出するものとする。

### (聴講生の選考・許可)

第4条 聴講志願者については、科目担当者が選考し、聴講許可科目を指定する。

- 2 聴講を許可された者は、指定の期日までに所定の書類を提出するとともに聴講料を納入しなければならない。
- 3 前項の手続きを完了した者に聴講を許可し、聴講許可証を交付する。

### (聴講取消)

- 第5条 許可された授業科目の聴講を中止しようとする者は、所定の用紙に理由を明記して届け出るものとする。
- 2 聴講生が大学の秩序を乱したとき、授業の妨げとなる行為をしたと認められるときは、聴講生の資格を取り消すことがある。

### (証明書の交付)

第6条 聴講を修了した者から願い出がある場合には、聴講証明書を交付する。

### (施設の利用)

第7条 聴講生は、本学の施設等を利用することができる。

### (聴講料等)

- 第8条 聴講料は、1 授業時間(1 週 1 コマ)につき、1 学期 20,000 円とする。
- 2 第1項の規定にかかわらず、聴講科目により特に費用を要するときは別途徴収することがある。
  - 3 既納の聴講料等は、理由のいかんを問わず返還しない。

(諸規則の準用)

第 9 条 この規程に定めのない事項については、学則及び大学院学則並びに諸規則を準用する。

(事務の所管)

第 10 条 この規程に関する事務は、大学事務局 ROCK が所管する。

(規程の改廃)

第 11 条 この規程の改廃は、大学執行部会議の意見を聴取した後、学長がこれを定める。ただし、第 8 条の改定については、理事会の議を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

この規程の施行に伴い、従前の麗澤大学聴講生規程及び麗澤大学大学院聴講生規程は、廃止する。

2 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から改定施行する。

3 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から改定施行する。

4 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から改定施行する。

5 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から改定施行する。

6 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から改定施行する。